

立川市乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 28 年 11 月 30 日

提出者 立川市長 清水 庄 平

理由

児童福祉法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 63 号）の公布による。

立川市乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例

立川市乳幼児医療費助成条例（平成5年立川市条例第36号）の一部を次のように改正する。
 次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
<p>(助成資格)</p> <p>第2条 乳幼児に係る医療費の助成を受けることのできる者（以下「助成資格者」という。）は、次の各号に掲げる要件を有しているものとする。</p> <p>(1)～(3) ……略……</p> <p>(4) 乳幼児が次に掲げる措置を受けていないこと。</p> <p>ア ……略……</p> <p>イ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法<u>第6条の4</u>に規定する里親への委託</p> <p>ウ ……略……</p>	<p>(助成資格)</p> <p>第2条 乳幼児に係る医療費の助成を受けることのできる者（以下「助成資格者」という。）は、次の各号に掲げる要件を有しているものとする。</p> <p>(1)～(3) ……略……</p> <p>(4) 乳幼児が次に掲げる措置を受けていないこと。</p> <p>ア ……略……</p> <p>イ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法<u>第6条の4第1項</u>に規定する里親への委託</p> <p>ウ ……略……</p>

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。